

## サッシにおける建材トプランナー制度の対象範囲について(案)

### 1. サッシの種類

サッシの種類、2012年度における出荷割合等は、図2、3及び表1のとおりである。

引き系	単体サッシ	シャッター付サッシ	両戸付サッシ	面格子付サッシ	
					
挟筋系	FIX	上げ下げ	開き	ルーバー	オーニング
					
	突き出し窓	すべり出し窓	外倒し窓	内倒し窓	出窓
					
	天窓	折りたたみ戸	ガラスブロック	その他(回転)	その他(多機能)
					

(出典) 日本サッシ協会提供資料

図2：サッシの種類

開閉形式	材質						合計
	アルミSG	アルミPG	アルミ樹脂複合	樹脂	木製	スチール	
引き違い	8.57%	26.80%	17.70%	1.70%	0.03%	0%	54.80%
FIX	0.66%	3.68%	2.88%	0.83%	0.02%	0%	8.07%
上げ下げ	0.32%	3.69%	1.38%	0.18%	0.00%	0%	5.58%
縦すべり出し	0.69%	6.87%	7.42%	2.39%	0.03%	0%	17.41%
横すべり出し	0.36%	3.33%	2.78%	1.21%		0%	7.68%
ルーバー	0.88%	1.82%	0.15%	0%	0%	0%	2.85%
オーニング	0.01%	0.21%	0.11%	0%	0%	0%	0.33%
突き出し窓	0.00%	0.10%	0.50%	0.01%	0%	0%	0.60%
外倒し窓	0.15%	0.10%	0.07%	0.01%	0%	0%	0.33%
内倒し窓	0.04%	0.58%	0.32%	0%	0%	0%	0.95%
出窓	0.03%	0.40%	0.16%	0.01%	0%	0%	0.60%
天窗	0.10%	0%	0.31%	0%	0%	0%	0.40%
折りたたみ戸	0%	0.03%	0.05%	0%	0%	0%	0.08%
ガラスブロック	0%	0.01%	0.02%	0%	0%	0%	0.03%
その他(回転、多機能等)	0.05%	0.00%	0.00%	0.20%	0.02%	0%	0.27%
<b>合計</b>	<b>11.86%</b>	<b>47.63%</b>	<b>33.87%</b>	<b>6.55%</b>	<b>0.10%</b>	<b>0%</b>	<b>100%</b> 12,060,053(窓数)

(出典) 日本サッシ協会、樹脂サッシ工業会、日本木製サッシ工業会の提供データより集計

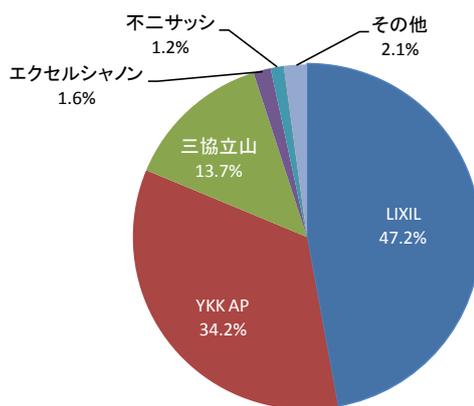
※ 木製サッシのすべり出し窓については、日本木製サッシ工業会で分類集計がされていないため、合計値として集計。

※ 主要メーカーは5社(5社による外窓の出荷割合は97.9%)

※ サッシの主な材質については以下のとおり。なお、アルミ樹脂複合サッシ及び樹脂サッシについては、外窓では単板ガラスの装着を想定したものは出荷されていない。

- ①アルミSG: アルミ製単板ガラス用サッシ(サッシを構成する材質が主にアルミ材で、ガラス部分の厚さ15mm未満に対応するサッシ)をいう。
- ②アルミPG: アルミ製複層ガラス用サッシ(サッシを構成する材質が主にアルミ材で、ガラス部分の厚さ15mm以上に対応するサッシ)をいう。
- ③アルミ樹脂複合: アルミ樹脂複合複層ガラス用サッシ(サッシを構成する材質が主に屋外側をアルミ材、屋内側を樹脂材とした複合材で、ガラス部分の厚さ15mm以上に対応するサッシ)をいう。
- ④樹脂: 樹脂製複層ガラス用サッシ(サッシを構成する材質が主に樹脂材で、ガラス部分の厚さ15mm以上に対応するサッシ)をいう。

表1: サッシの出荷割合(2012年度)



出典: 2012年版住設建材マーケティング便覧(富士経済)、

2012年度版住宅産業白書(矢野経済研究所)より推計

図3: サッシメーカーごとの外窓出荷割合(2011年度)

## 2. 対象範囲からの除外

建材トップランナー原則1では、次の建築材料を原則として対象範囲から除外することとしている。

- ①特殊な用途に使用されるもの
- ②技術的な測定方法、評価方法が確立していないもの
- ③市場での使用割合が極度に小さいもの

当該原則に従い、次の建築材料については対象から除外することとする。

### ア) 防耐火用サッシ（全体に占めるシェア：約10%）

防耐火用サッシ（建築基準法第2条第9号の2に規定する防火設備に該当するサッシをいう。以下同じ。）は、防火性能を向上させるため、金属部材の増加、有機材の減少、難燃性樹脂の使用等の技術を用いて製造されるが、これらは断熱性能の向上の観点からは不利な状況となる。

また、防火設備として扱われるためには防火認定の取得が必要であるが、取得のためにかかる時間が長いことから製品モデルチェンジが容易に行えない。

以上より、本サッシは防耐火性能という観点で市場から要求されている製品であることから、「①特殊な用途に使用されるもの」に該当する。

### イ) シャッター付サッシ、雨戸付サッシ及び面格子付サッシ（全体に占めるシェア：合計で約15%）

シャッター付サッシ、雨戸付サッシ及び面格子付サッシは、防風・防犯性能の確保を目的としており、高い強度が求められている。強度の確保のためには金属部材の増加等の技術が用いられるが、これらは断熱性能の向上の観点からは不利な状況となる。

また、シャッター付サッシ及び雨戸付サッシについては、シャッター・雨戸を閉めた状態では空気層（断熱層）ができることにより断熱性能が向上するのに対し、シャッター・雨戸を開けた状態では当該部分が熱橋となり断熱性能が低下すること等から、統一的な熱損失測定方法が定められていない状況にある。

以上より、これらのサッシは防風・防犯性能という観点で市場から要求されている製品であることから、「①特殊な用途に使用されるもの」に該当するとともに、シャッター付サッシ及び雨戸付サッシについては統一的な熱損失測定方法が定められていないことから、「②技術的な測定方法、評価方法が確立していないもの」に該当する。

### ウ) サッシの開閉形式のうち、出荷割合が極度に小さいもの（全体に占めるシェア：合計で約6%）

出荷割合の大きい「引き違い」、「FIX」、「上げ下げ」、「縦すべり出し」、「横すべり出し」の開閉形式（以下「主要開閉形式5種」という。）を除く開閉形式については、い

いずれもシェアが3%未満と小さいことから、「③市場での使用割合が極度に小さいもの」に該当する。

#### エ) サッシの材質のうち、出荷割合が極度に小さいもの

木製サッシ及びスチール製サッシは、現時点でほとんど使用されていない（いずれも出荷シェアが0.1%未満）ことから、「③市場での使用割合が極度に小さいもの」に該当する。

### 3. サッシにおける建材トップランナー制度の対象範囲

上記1. 及び2. を踏まえ、サッシにおける建材トップランナー制度の対象範囲については、以下のものとする。

- ・ 枠を「構造躯体に溶接等で固定し、かつ当該枠と構造躯体の間にモルタル等を充填する取付方法」以外の方法で取り付ける構造のサッシであって、防水シート及び防水テープにより止水処理を行う構造のもののうち、以下の開閉形式5種のいずれかであり、かつ以下の材質4種のいずれかを採用したもの。ただし、防耐火用サッシ、シャッター付サッシ、雨戸付サッシ及び面格子付サッシを除く。

#### ア) 開閉形式

- ①引き違い
- ②FIX
- ③上げ下げ
- ④縦すべり出し
- ⑤横すべり出し

#### イ) 材質

- ①アルミ SG
- ②アルミ PG
- ③アルミ樹脂複合
- ④樹脂

### 4. 制度の対象事業者

省エネ法第81条の5で準用する同法第79条第1項に基づき、熱損失防止性能の向上に関する勧告及び命令の対象となる事業者（対象事業者）は、年間の生産量又は輸入量が一定以上の者に限定される。

住宅用サッシの市場シェア（図3）を踏まえ、市場に与える影響が大きいものとして年間の生産量又は輸入量が概ね1%以上の事業者を対象とすることとしたい。

なお、熱損失防止性能の表示義務については、出荷量にかかわらず全ての製造事業者等が対象となる。